

衛生管理者と産業医の定期巡視とその頻度

業種を問わず常時雇用労働者が 50 人以上の事業場では衛生管理者と産業医の選任義務があり、その両方に定期巡視の規定があります。今回はその頻度についてお伝えします。

なお、工業的業種事業場（建設業、製造業、運送業、各種商品卸小売業など）の安全管理者も職場の巡視が必要ですが、頻度の定めはありません。

1. 衛生管理者の定期巡視

衛生管理者には少なくとも週 1 回の定期巡視が義務付けられています（労働安全衛生規則 11 条）。衛生管理者が行うべき措置には、作業環境の衛生上の調査、作業条件・施設等の衛生上の改善、労働衛生保護具・救急用具等の点検及び整備などがあります。労働基準監督署の調査では、巡視の記録をもって、職場巡視の実施状況を説明することもあります。

北九州東労働基準監督署の「職場における安全衛生活動の自主点検結果と対策」というパンフレットに、巡視記録（例）が掲載されています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/content/contents/001390666.pdf>

2. 産業医の定期巡視

(1)事業主の義務と産業医の月 1 回定期巡視義務
事業主には産業医の選任義務に加えて、産業医に労働者の健康管理等を行わせる義務も課されています（労働安全衛生法 13 条 1 項）。

中小企業では外部の産業医に委託していることが多いと思われませんが、産業医にも月 1 回の職場巡視が義務付けられており、巡視にて作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、産業医は直ちに必要な措置を講じなければならない、とされています。（労働安全衛生規則 15 条）。

労働基準監督署の調査において、産業医の定期巡視の記録も確認されることがあります。

(2)定期巡視を 2 ヶ月に 1 度とするには

あらかじめ、産業医の定期巡視の頻度を変更することを衛生委員会等で調査審議にかけたうえで事業者の同意を得て、以下の情報を産業医に毎月 1 回以上提供することが必要です。

ア 衛生管理者が少なくとも毎週 1 回行う作業場等の巡視の結果

イ アのほか、衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの（過重労働者の状況、新規使用予定の化学物質・設備名、労働者の休業状況、その他必要事項等）

(3)産業医が巡視できないときの対応

産業医には労働安全衛生法 13 条 3 項にて「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。」と規定されており、職場巡視もその一部と考えられます。しかしそうは言っても、産業医の一時的な体調不良やその他の事情で職場巡視ができないときもあり得ます。職場巡視については、労働者との面談と異なり、オンライン実施は認められていません。

そういった際に、臨時的に別の産業医に職場巡視してもらうことまでも否定されてはいません。委託の内容は巡視だけというわけにはいかず、巡視の結果に基づいた指導や事業主への勧告をも含めることにはなりますが、産業医を紹介する会社によるとスポットでの対応実績もあるそうです。必要な場合にはご検討ください。

3. 50 人未満の事業場の定期巡視は

常時雇用労働者が 10 人以上 50 人未満の事業場には、衛生推進者の選任が義務付けられています（労働安全衛生法 12 条の 2 届出は不要）。

衛生推進者の職場巡視について法の定めはありませんが、衛生に係る業務を担当させるという趣旨からすると、衛生管理者と同様の巡視が必要と考えます。